

2023年12月5日

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 西島 秀向 様

大幸薬品株式会社
代表取締役社長 柴田 高
大阪市西区西本町1丁目4-1
オリックス本町ビル16階
(連絡先) 担当: 宗友・渡邊
TEL 06-4391-0300

回答書

貴法人より頂戴しました、2023年11月9日付「お問合せ」ご記載の質問事項につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

記

質問事項1. について

クレベリン スティック ペンタイプ	約 684 万個
クレベリン スティック フックタイプ	約 61 万個
クレベリン スプレー	約 111 万個
クレベリン ミニスプレー	約 38 万個
クレベリン 置き型 60g	約 898 万個
クレベリン 置き型 150g	約 952 万個

※なお、クレベリン スティック ペンタイプ および クレベリン スティック フックタイプ は、詰め替え用を含みます。

質問事項2. について

クレベリン スティック ペンタイプ	約 1 万個	約 1000 万円
クレベリン スティック フックタイプ	1000 個未満	約 40 万円
クレベリン スプレー	約 3000 個	約 600 万円
クレベリン ミニスプレー	1000 個未満	約 80 万円
クレベリン 置き型 60g	約 3000 個	約 300 万円
クレベリン 置き型 150g	約 2 万個	約 3000 万円

※なお、クレベリン スティック ペンタイプ および クレベリン スティック フックタイプ は、詰め替え用を含みます。

質問事項3. について

卸売業者や小売業者を通じた販売を主としているため、該当商品を購入した一般消費者の人数およびその売上高のいずれも、当社は把握しておりません。

質問事項4. ～6. について

当社は、クレベリン商品（本件6商品同様、二酸化塩素を発生させる当社商品をいいます。以下同じです。）の表示に関し、2014年に消費者庁より措置命令を受けた後、その反省のもと、消費者庁の指導に従って、強調表示に対しては必ず打消し表示を行う、二酸化塩素の効果・クレベリン商品上の表示を裏付けるための新たな試験を実施する等の対応を継続して参りましたが、今般のコロナ禍に伴う除菌製品に対する消費者意識の変化（期待の高まり）など社会通念の変化および随時更新される消費者庁の最新の方針に対応して、実施すべきクレベリン商品の表示の見直し等を十分に行えておりませんでした。その結果、2022年に、一般消費者に容易には理解できない表示である、当社がそれまでに実施してきた評価試験方法は関連する学術界または産業界において一般的に認められた方法または関連分野の専門家多数が認める方法とまでは認められないなどの理由から、本件6商品の表示に関し、消費者庁より再び措置命令を受けることとなりました。ご指摘のとおり、「新型コロナウイルスで不安になっている」中、一般消費者の方々に誤解されるおそれを生じさせたことにつきまして、深く反省し、改めて、心よりお詫び申し上げます。

当社としましては、消費者庁の指摘を踏まえ、本件措置命令後直ちに、本件6商品の表示・パッケージを見直し、科学的知見を有する外部の弁護士と協同する等、広告審査のしくみを改善するとともに、役員・社員教育を実施することにより、再発防止体制を整えております。

このように、当社は、本件措置命令を受けたことを深く反省し、今後も消費者庁の指示・指導に従った対応を実行して参りますので、商品代金の返金及び景品表示法第10条に基づく返金措置は、いずれも予定しておりません。なお、「お問合せ」にご記載のとおり、課徴金は全額納付済みでございます。

本件6商品を含む、いわゆる空間除菌商品につきましては、試験結果を生活空間に一般化することのできる評価試験方法自体が未だ確立されておりません（なお、東京高等裁判所2022年4月13日決定では、当社の実施した試験は、所定の条件下の実験空間においては、ウイルス等を除去する効果を実証するものと認められたところでございます。）。このような状況下において、これら商品を製造するメーカーとしましては、今後も、真摯に、評価試験方法の確立と二酸化塩素の効果・クレベリン商品上の表示の裏付けの蓄積を進め、これらに対応した適切な広告表示をすることこそが自らの責務であると深く自覚しております。私共は、今後も、かかる責務を果たすことを通じて、衛生管理の分野で社会貢献し、一般消費者の皆様へ還元して参りたいと存じます。

以上